重点措置 期間・区域

期間

6月21日(月)~7月11日(日)

区 域

- · 23区
- ・ 檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町

感染状況・医療提供体制の分析(6/16)

1 感染状况

<総括コメント(4段階)>

| 感染が拡大していると思われる/

感染の再拡大の危険性が高いと思われる

感染が拡大しつつあると思われる/感染の再拡大に警戒が必要であると思われる

感染拡大の兆候があると思われる/感染の再拡大に注意が必要であると思われる

感染者数の増加が一定程度にとどまっていると思われる

2 医療提供体制

<総括コメント(4段階)>

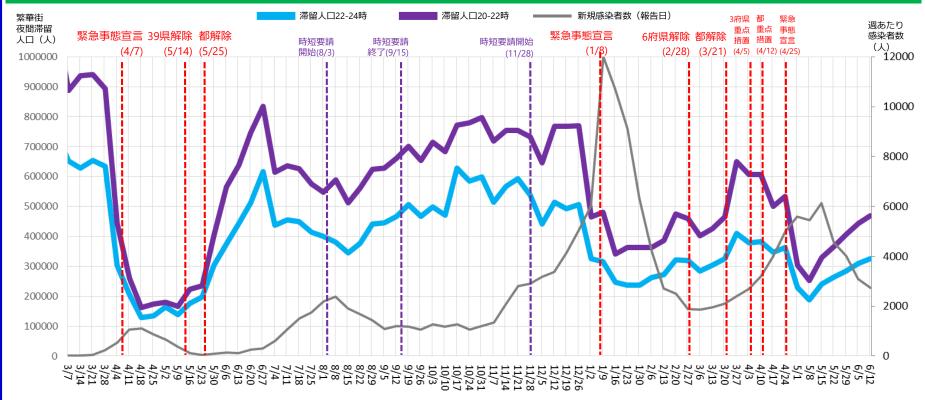
体制が逼迫していると思われる / 通常の医療が大きく制限されていると思われる

体制強化が必要であると思われる/通常の医療との両立が困難であると思われる

本制強化の準備が必要であると思われる/通常の医療との両立が困難になりつつあると思われる

通常の体制で対応可能であると思われる

東京都:主要繁華街夜間滞留人口の推移(2020年3月1日~2021年6月12日)



対象繁華街:上野・銀座・六本木・渋谷・新宿二丁目・歌舞伎町・池袋

※新規感染者数(報告日)には発症日不明及び無症状感染者が含まれる

<令和3年6月17日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料を一部加工> LocationMind xPop © LocationMind Inc.

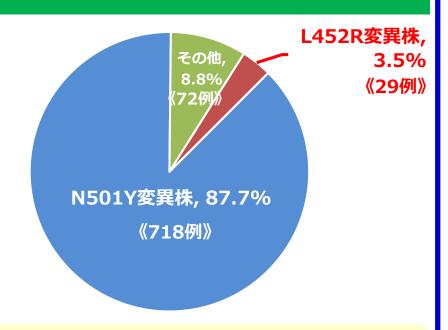
直近(6/7-6/13)の都内の変異株構成比率(推計)

新規陽性者数 : 2,689

変異株PCR検査数 : 819 (6/18時点)

スクリーニング割合: 30.5% (6/18時点)

- ※ N501YとL452Rの両方のスクリーニングを実施したもの を対象にしている。
- ※ 6/18時点の速報値。
- ※ 「その他」には、従来株やウイルス量が少ない等の理由により解析ができなかった検体が含まれる。



- ✓ N501Y変異株の割合は依然として高い
- ✓ さらに感染力が強いと言われる L 4 5 2 R変異株の動向にも警戒が必要

施設の使用制限(時短要請)

区分	施設名	主な要請内容				
集客施設	百貨店、 ショッピングセンター 等 (生活必需物資除く)	● 営業時間の短縮 を要請(生活必需物資を除く) 【措置区域内】 1,000㎡超の施設 5時から20時まで				
	パチンコ店、 ゲームセンター 等	1,000㎡以下の施設 5時から20時までの協力を依頼 【措置区域外】5時から21時までの協力を依頼 ● 入場整理等、特措法施行令第5条の5の各措置の実施を要請				
	個室付浴場業に係る公衆浴場 個室ビデオ店 等	【措置区域外:協力依頼】施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請【措置区域外:協力依頼】				
	スーパー銭湯、 エステティック業 等	 ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 【措置区域外:協力依頼】 ● 業種別ガイドラインの遵守等を要請 				

イベント等の開催制限

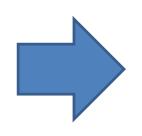
区分	施設名	主な要請内容				
イベント 関連施設 等	博物館、美術館、 動物園 等	 規模要件に沿った施設の使用を要請【措置区域外:協力依頼】 人数上限:5,000人 かつ 収容率:大声なし100% 大声あり 50% 				
	野球場、体育館、スポーツクラブ等	● 営業時間の短縮 を要請【措置区域外:協力依頼】 イベント開催時は21時まで				
	映画館、劇場、 演芸場	イベント開催時以外は20時まで【措置区域外:21時まで】 ※措置区域内でも1,000㎡以下の施設はイベント開催時以外の時短は協力依頼				
	テーマパーク、 遊園地 	● 入場整理等、 特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 【措置区域外:協力依頼】				
	集会場、 公会堂	● 施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請【措置区域外:協力依頼】				
	展示場、 文化会館 等	● 利用者による施設内への酒類の持込を認めない事を要請 【措置区域外:協力依頼】				
	ホテル又は旅館 (宴会場に限る)	● 業種別ガイドラインの遵守等を要請				

施設の使用制限(飲食店等)

施設の種類 主
な
要
請
内
容 ●営業時間短縮を要請 飲食店 【措置区域】5時から20時まで 【措置区域外】5時から21時まで 飲食店 ●入場者等に対する酒類提供の停止を要請 (居酒屋を含む) 喫茶店 等 ただし、一定の要件を満たした店舗は、下記の条件で酒類提供が可能 (宅配・テイクアウト く一定の要件> <酒類提供の条件> サービス除く) ✔ 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示 √ 同一グループ 2 人以内での利用 遊興施設等 ✓ コロナ対策リーダーを登録し、研修が修了 ✓ 11時から19時までの間 キャバレー、 ✓ 所定のチェックリストにチェックの上、 (措置区域外11時から20時) スナック 等 店頭に掲示 ✓ 利用者の滞在時間90分以内 ステージIV相当が視野に入った場合には、専門家の意見を踏まえ、 集会場等 直ちに酒類提供の全面停止を要請 結婚式場 ●飲食店等のカラオケ設備の利用自粛を要請

感染防止徹底宣言ステッカー







- ✓ 基本4項目の遵守
- ・アクリル板等の設置 (座席の間隔の確保)
- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底

- ✔ ステッカーを掲出している店舗で
 - **コロナ対策リーダーを設置し、 リーダーが都の研修を修了**

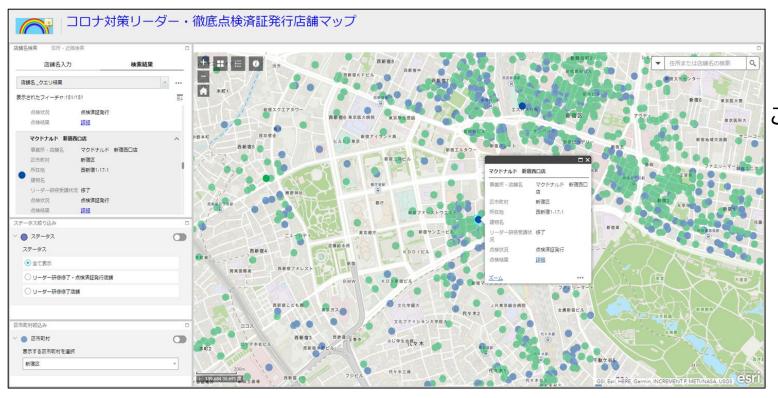
✓ 「徹底点検 TOKYOサポート」の都の点検を受け、全項目点検済みとなった店舗

各ステッカー掲出店舗は、MAPで確認が可能

飲食店等感染防止徹底点検済証



コロナ対策リーダー・徹底点検済証発行店舗マップ



マップはこちらから





点検済店舗に対する施策

「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト 都の要請にご協力いただいた「点検済店舗」を対象に

✓ ワクチン接種

- ・ 「点検済店舗」のコロナ対策リーダーを対象に順次実施
- ・ 都の大規模接種会場の展開にあわせて、 従業員の方々へ広く接種

✓ 酒類提供の条件

・ステージⅡ相当の状況が視野に入った場合、ワクチン接種の状況や専門家の意見も踏まえた上で緩和



積極的なお申込みを

電話:0120-313-213

Web:コロナ対策リーダーにメール等で案内



飲食店等に対する協力金

まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮の要請に、全面的に ご協力頂いた飲食店等に対し、事業規模に応じた協力金を支給

O 対象期間 令和3年6月21日(月)~7月11日(日)【21日間】

一店舗当たり 中小企業等:52.5万円~420万円 〇 支給額 (予定)

大企業 : 上限420万円

※詳細は追って公表

大規模施設の営業時間短縮への協力金

- ○営業時間短縮要請の対象となる**大規模な集客施設・**当該施設に 入居する**テナント**が要請に全期間、全面的に応じて頂いた場合、 **協力金**を支給
 - ・大規模施設(1,000㎡超)1,000㎡あたり 20万円/日×営業時間短縮割合
 - ・当該施設内のテナント 100㎡あたり 2万円/日×営業時間短縮割合

※詳細は追って公表

飲食店向け協力金の支給状況等について

3月8日から3月31日実施分:約9割

4月1日から4月11日実施分:約8割

6月18日朝9時時点

要請期間	申請受付期間		申請受付件数	処理済件数	処理率	支給額
女明规则	中间文刊规则		(A)	(B)	(B/A)	义和缺
3月8日から	4月30日から 5月31日	事業者数	74,600	67,100	90%	約1,086億円
3月31日		店舗数	104,300	92,500	89%	
4月1日から 4月11日	5月31日から6月30日	事業者数	56,000	47,600	85%	約169億円
		店舗数	73,600	56,300	77%	

※件数は、100件未満四捨五入

協力金の支給の迅速化

〇申請受付の前倒し

- ・4月12日から5月11日の協力金: 受付開始を6月30日から**6月21日へ**(郵送申請分)
- ・6月1日から6月20日の協力金:5月12日から5月31日分と合わせて7月中に受付開始⇒これにより、1か月以上の支給迅速化

O審査のスピードアップ

- ・審査の人員を拡充(600人⇒**1,000人**)
- ・審査方法の工夫により、入金までの期間を短縮

申請者へのきめ細かな対応

〇相談体制の強化

新たに協力金専用のコールセンターを開設

対応するスタッフを 5 倍に増員(120人 ⇒ **600人**)

感染拡大防止協力金等コールセンター

ゼロコロナ キュウフ(給付)

0570 - 0567 - 92

申請者に対する情報発信

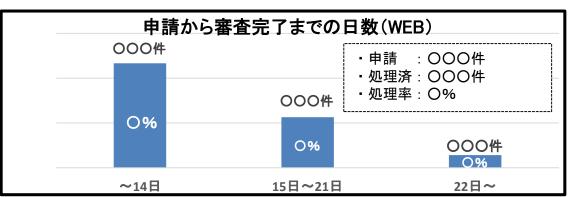
〇入金予定日をメール通知 【6月21日受付開始分から】

WEB申請者を対象に、入金予定日お知らせサービスを開始

〇支給状況の見える化

申請・処理件数、処理期間等をグラフ化し、ポータルサイトで公表

イメージ図



売上が減少した中小企業等への支援

都内中小企業等を対象にした**都独自の月次支援給付金**を **7月分まで延長**する方向で検討

【新たな仕組み】対象:酒類販売事業者

- 売上が70%以上減少した場合、上乗せ支給額を引き上げ(月額20万円⇒40万円) ※法人の場合
- 4月分から遡及

テレワーク・マスター企業支援奨励金

- 〇「週3日・社員^{※1}の7割以上」、テレワークを実施した 中小企業に、最大80万円の奨励金^{※2}を支給
 - ⇒「3か月コース」に加え、 新たに「1か月コース」と「2か月コース」を創設

- ※1 現場での作業のある方を除いて、テレワークが仕事になじむ社員
- ※2 通信費や機器・ソフト利用料などの運営経費が対象

夜間照明の中止

√ 街頭の看板や、ネオン、小ミネーションなどは 早めの帰宅を促すために

夜8時以降の消灯徹底のご協力を

学校の対応

〇小中学校や高校

- ・学校での感染防止対策の一層の徹底と 保護者の協力をお願い
- ・デジタル機器の積極的な活用による学びの保障

まん延防止等重点措置の適用に係る補正予算(専決処分)

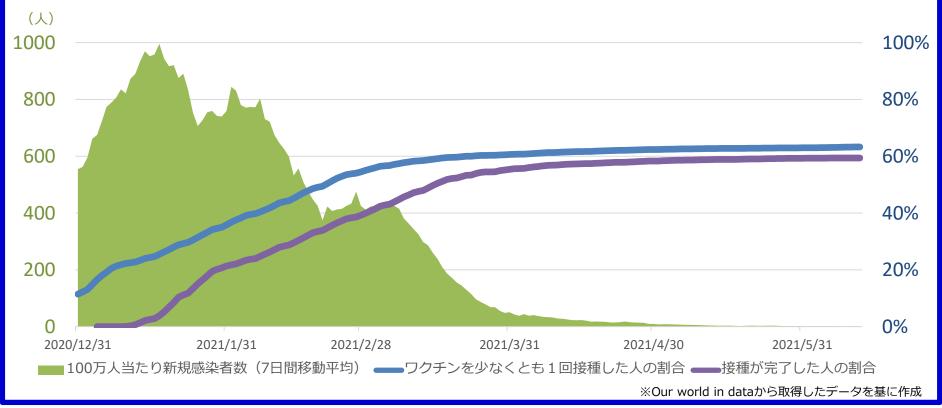
感染拡大防止協力金の支給などの対策を 迅速に実施するため、補正予算を編成

・飲食店等に対する 「<mark>営業時間短縮</mark>に係る感染拡大防止協力金」の支給 2,302億円

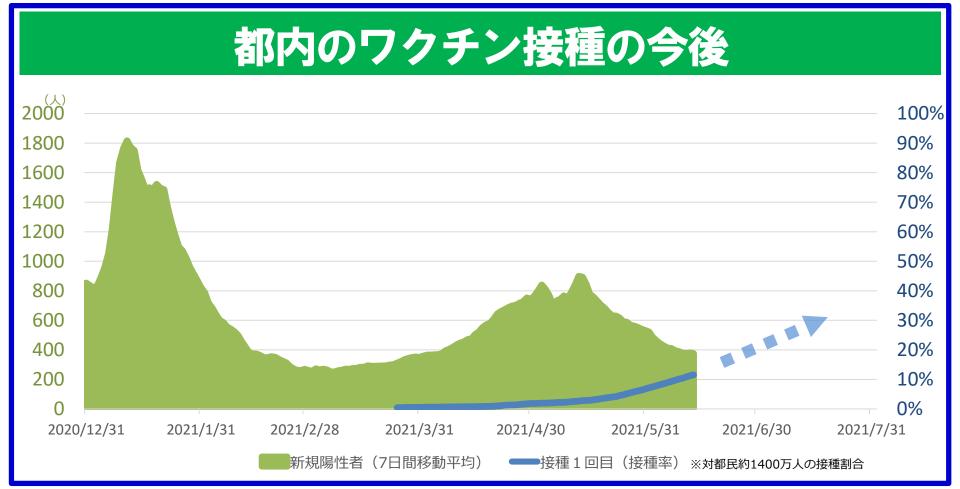
など

予 算 規 模 2,467 億円

ワクチン接種状況と新規感染者数の相関(イスラエル)



令和3 (2021) 年 6 月 18日 (金)



都庁南展望室ワクチン接種センターの開設

【接種開始予定日】令和3年6月25日(金)

【 接 種 対 象 者 】 柔道整復師、獣医師、鍼灸師、 あん摩マッサージ指圧師、 2020大会関係者、 コロナ対策リーダー

【 目 標 接 種 規 模 】 一日1,500人程度

【 運 用 予 定 時 間 】 9時30分から17時30分まで